

付 議 第 1 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

高知県教育長

高知県教育委員会規則第 号**高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条・第27条」を「第26条－第27条」に改める。

第6条第2項中「再編振興室」を「再編振興室、全国高等学校総合文化祭推進室及び学校支援チーム」に改める。

第8条を削り、第7条の2を第8条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（教育政策課員駐在所）

第7条の2 教育政策課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に教育政策課員駐在所を置く。

第9条第24号を同条第25号とし、同条第23号の次に次の1号を加える。

(24) 高知大学教職大学院との連携及び連絡調整に関すること。

第10条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 公立学校の教職員の業務改善に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

第23条第1項第4号中「及び保育施設職員」を「並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員」に改め、同条第2項第1号中「保育施設職員の」を「保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の職務経験及び」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「教科教育等」を「学級経営・教科教育等」に改め、同項第5号及び第6号中「保育施設職員の保育技術向上」を「保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の保育及び教育」に改め、同項第9号及び第10号を削り、同項第8号中「幼稚園教育及び」を削り、同号を同項第9号とし、同項第7号中「幼稚園教育及び」を削り、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 特別支援教育に関する研修に関すること。

第26条中「高知県立図書館設置条例」を「高知県立図書館の設置及び管理に関する条例」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（内部組織）

第26条の2 県立図書館の内部組織として、総務課、企画調整課及び支援協力・情報資料管理課を置く。

第27条を次のように改める。

(事務分掌)

第27条 総務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

2 企画調整課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書館の企画、調整及び広報に関すること。
- (2) 図書館情報システムに関すること。
- (3) 高知県立図書館協議会に関すること。
- (4) 図書館資料の利用に関すること。
- (5) 読書相談及び集会活動に関すること。

3 支援協力・情報資料管理課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び目録の整備に関すること。
- (2) 資料情報の調査及び相談に関すること。
- (3) 移動図書館に関すること。
- (4) 市町村及び県立学校の図書館活動の支援に関すること。
- (5) 読書活動の普及に関すること。

第36条第1項中「及び参事」を「、参事及び教育振興監」に改め、同項の表中

「

参事	特命の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	------------------------

」

を

「

参事	特命の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
教育振興監	教育長の特命事項に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

」

に改める。

第37条の表中

「

室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	-----------------------

」

を

「

室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	-----------------------

」

チーム長	チームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
------	-------------------------

に、

次長	所長又は館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
----	-------------------------

を

次長	所長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
副館長	館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

に、

社会教育主事	社会教育に関する専門的事務に従事する。
--------	---------------------

を

社会教育主事	社会教育に関する専門的事務に従事する。
司書	図書館の専門的事務に従事する。

に改める。

第38条第1項の表中

高等学校課 再編振興室	室長
----------------	----

を

高等学校課 再編振興室	室長
高等学校課 全国高等学校 総合文化 祭推進室	室長
高等学校課 学校支援チ	チーム長

一ム	
----	--

に改める。

第39条第1項の表教育センターの項中「企画監 次長」を「次長」に改め、同表県立図書館の項中「次長」を「副館長 課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、平成30年7月24日から施行する。

参考資料 1

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

事務局に、教育長の特命事項に関する専門的事務などに従事する、「教育振興監」の職を新設することや、平成 30 年度の組織見直しにより、「2020 こうち総文祭」の開催に向けた取組を本格的に推進するための「全国高等学校総合文化祭推進室」と、高等学校における授業改善等の取組を推進するための「学校支援チーム」を高等学校課内に新設すること、また、県立図書館が7月に開館するオーテピア高知図書館を運営するために新体制へ移行することなどに伴い、必要な改正をしようとするもの。

新 旧 対 照 表

新 旧

高知県教育委員会行政組織規則（抜粋）

高知県教育委員会行政組織規則（抜粋）

目次

目次

略

略

第3章 教育機関

第3章 教育機関

第1節 教育センター(第21条-第23条)

第1節 教育センター(第21条-第23条)

第2節 幡多青少年の家(第24条・第25条)

第2節 幡多青少年の家(第24条・第25条)

第3節 県立図書館(第26条-第27条)

第3節 県立図書館(第26条・第27条)

第4節 心の教育センター(第28条・第29条)

第4節 心の教育センター(第28条・第29条)

略

略

(課及びその内部組織)

(課及びその内部組織)

第6条 略

第6条 略

2 高等学校課の内部組織として、再編振興室、全国高等学校総合文化祭推進室及び学校支援チームを置く。

2 高等学校課の内部組織として、再編振興室を置く。

(教育政策課員駐在所)

第7条の2 教育政策課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に教育政策課員駐在所を置く。

(高等学校課員駐在所)

(高等学校課員駐在所)

第8条 高等学校課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に高等学校課員駐在所を置く。

第7条の2 高等学校課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に高等学校課員駐在所を置く。

(特別支援教育課員駐在所)

第8条 特別支援教育課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に特別支援教育課員駐在所を置く。

(教育政策課)

第9条 教育政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(23) 略

(24) 高知大学教職大学院との連携及び連絡調整に関すること。

(25) 事務局の他の課の主管に属しないこと。

(教職員・福利課)

第10条 教職員・福利課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 公立学校の教職員の業務改善に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

(6) 公立学校の教職員の給与及び公務災害補償に関すること。

(7) 事務局及び教育機関の職員並びに教職員の福利厚生に関すること。

(8) 退職手当に関すること。

(9) 恩給及び退隠料の進達に関すること。

(10) 公立学校共済組合に関すること。

(11) 高知県教職員互助会に関すること。

(事務分掌)

第23条 企画調整部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 庶務に関すること。

(2) 所内の事務の総合調整に関すること。

(3) 教育センターの事業の基本方針、年間計画の策定等に関すること。

(4) 教職員並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の研修に関する企画及び調整に関すること。

(教育政策課)

第9条 教育政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(23) 略

(24) 事務局の他の課の主管に属しないこと。

(教職員・福利課)

第10条 教職員・福利課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 公立学校の教職員の給与及び公務災害補償に関すること。

(6) 事務局及び教育機関の職員並びに教職員の福利厚生に関すること。

(7) 退職手当に関すること。

(8) 恩給及び退隠料の進達に関すること。

(9) 公立学校共済組合に関すること。

(10) 高知県教職員互助会に関すること。

(事務分掌)

第23条 企画調整部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 庶務に関すること。

(2) 所内の事務の総合調整に関すること。

(3) 教育センターの事業の基本方針、年間計画の策定等に関すること。

(4) 教職員及び保育施設職員の研修に関する企画及び調整に関すること。

- (5) 学校事務職員の研修に関すること。
- (6) 教育に関する専門的・技術的事項の調査研究の企画及び調整に関すること。
- (7) 教職員の情報教育に関する研修及び指導に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、所内の他の部の所管に属しない事務の処理に関すること。

2 教職研修部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教職員の教職経験及び職能並びに保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の職務経験及び職能に応じた研修に関すること。
- (2) 教職員の人権教育及び学級経営・教科教育等の研修に関すること。
- (3) 教職員の人権教育、学級経営・教科教育等及び指導力向上の在り方に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。
- (4) 教職員の人権教育、学級経営・教科教育等及び指導力向上の在り方に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。
- (5) 保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の保育及び教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。
- (6) 保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設の職員の保育及び教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。
- (7) 特別支援教育に関する研修に関すること。
- (8) 特別支援教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。

- (5) 学校事務職員の研修に関すること。
- (6) 教育に関する専門的・技術的事項の調査研究の企画及び調整に関すること。
- (7) 教職員の情報教育に関する研修及び指導に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、所内の他の部の所管に属しない事務の処理に関すること。

2 教職研修部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教職員の教職経験及び職能並びに保育施設職員の職能に応じた研修に関すること。
- (2) 教職員の人権教育及び教科教育等の研修に関すること。
- (3) 教職員の人権教育、教科教育等及び指導力向上の在り方に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。
- (4) 教職員の人権教育、教科教育等及び指導力向上の在り方に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。
- (5) 保育施設職員の保育技術向上に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。
- (6) 保育施設職員の保育技術向上に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。
- (7) 幼稚園教育及び特別支援教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関すること。

(9) 特別支援教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。

3 略

(位置)

第 26 条 高知県立図書館の設置及び管理に関する条例(昭和 25 年高知県条例第 68 号)により設置された高知県立図書館(以下「県立図書館」という。)の位置は、高知市とする。

(内部組織)

第 26 条の 2 県立図書館の内部組織として、総務課、企画調整課及び支援協力・情報資料管理課を置く。

(事務分掌)

第 27 条 総務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 庶務に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

(8) 幼稚園教育及び特別支援教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。

(9) 特別支援教育に関する研修に関すること。

(10) 特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する教育相談及び就学相談に関すること。

3 略

(位置)

第 26 条 高知県立図書館設置条例(昭和 25 年高知県条例第 68 号)により設置された高知県立図書館(以下「県立図書館」という。)の位置は、高知市とする。

(所掌事務)

第 27 条 県立図書館の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 図書館資料の収集、整理及び目録の整備に関すること。

(2) 資料情報の調査及び相談に関すること。

(3) 図書館情報システムに関すること。

(4) 図書館資料の利用に関すること。

(5) 読書相談及び集会活動に関すること。

(6) 自動車文庫に関すること。

(7) 市町村の図書館活動の援助に関すること。

(8) 読書活動の普及に関すること。

(9) 高知県立図書館協議会に関すること。

2 企画調整課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 図書館の企画、調整及び広報に関すること。

(2) 図書館情報システムに関すること。

(3) 高知県立図書館協議会に関すること。

(4) 図書館資料の利用に関すること。

(5) 読書相談及び集会活動に関すること。

3 支援協力・情報資料管理課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 図書館資料の収集、整理及び目録の整備に関すること。

(2) 資料情報の調査及び相談に関すること。

(3) 移動図書館に関すること。

(4) 市町村及び県立学校の図書館活動の支援に関すること。

(5) 読書活動の普及に関すること。

(教育次長等)

第 36 条 教育次長、参事及び教育振興監の職務は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
教育次長	教育長を補佐し、職員を指揮監督するほか、必要に応じて教育長の職務を受任し、又は臨時に代理する。
参事	特命の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
教育振興監	教育長の特命事項に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

(10) 前各号に掲げるもののほか、県立図書館の管理運営に関すること。

(教育次長等)

第 36 条 教育次長及び参事の職務は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
教育次長	教育長を補佐し、職員を指揮監督するほか、必要に応じて教育長の職務を受任し、又は臨時に代理する。
参事	特命の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(職務)

第 37 条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
略	略
室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
チーム長	チームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
略	略
次長	所長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
副館長	館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
略	略
社会教育主事	社会教育に関する専門的事務に従事する。
司書	図書館の専門的事務に従事する。
略	略

(事務局に置く職員)

第 38 条 事務局に教育次長を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	職員
略	略
高等学校課再編振興室	室長
高等学校課全国高等学校総合文化祭推進室	室長
高等学校課学校支援チーム	チーム長

(職務)

第 37 条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
略	略
室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
略	略
次長	所長又は館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
略	略
社会教育主事	社会教育に関する専門的事務に従事する。
略	略

(事務局に置く職員)

第 38 条 事務局に教育次長を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	職員
略	略
高等学校課再編振興室	室長

略	略
---	---

2 略

(教育機関に置く職員)

第39条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

教育機関	職員
教育センター	所長 <u>次長</u> 部長 チーフ
幡多青少年の家	所長 チーフ
県立図書館	館長 <u>副館長</u> <u>課長</u> チーフ 司書
心の教育センター	所長 次長 チーフ

2 略

略	略
---	---

2 略

(教育機関に置く職員)

第39条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

教育機関	職員
教育センター	所長 <u>企画監</u> <u>次長</u> 部長 チーフ
幡多青少年の家	所長 チーフ
県立図書館	館長 <u>次長</u> チーフ 司書
心の教育センター	所長 次長 チーフ

2 略